

判決年月日	平成22年 1 月20日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成21年（行ケ）10134号		

○「抗酸化作用を有する組成物からなる抗酸化剤」との発明において、次の(1)及び(2)の点から、補正が不適法であるとはいえないとした事例

(1) 補正発明に係る組成物が、補正事項である「活性酸素によって誘発される生活習慣病に対して有効である」もので「ヒドロキシラジカル消去剤」との用途に用い得るものであることは、当初明細書に記載された事項の範囲内のものであって、補正が新規事項の追加とはならない。

(2) 補正発明は、発明の詳細な説明に記載された発明で、その記載によって、生活習慣病などの疾患に対して有効である抗酸化物質を提供しようとする課題を解決できると認識できる範囲のものであるということができ、サポート要件を満たし、かつ、活性酸素によって誘発される生活習慣病に対して有効であるという物性を有するヒドロキシラジカル消去剤についての補正発明につき、活性酸素によって誘発される生活習慣病について記載又は示唆するところがない引用発明によって想到することができるものでもなく、補正について独立特許要件を欠くものではない。

（関連条文）特許法 17 条の 2 第 3 項，36 条 6 項 1 号，29 条 2 項，平成 18 年法律第 55 号による改正前の特許法 17 条の 2 第 5 項，特許法 126 条 5 項

1 原告は、「抗酸化作用を有する組成物からなる抗酸化剤」とする本願発明につき、拒絶査定を受け、不服の審判において本件補正をしたが、同補正を却下し請求が成り立たないとした本件審決がされた。本件審決の理由は、本件補正後の請求項 1 に記載された本件補正発明が、新規事項を追加するものであり、また、サポート要件を満たさないとともに、引用発明 1～4 発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明することができたものであり、独立特許要件を欠くから、本件補正は却下すべきものであって、また、本願発明は、同様に、当業者が容易に発明することができたものであるから、特許を受けることができない、というものである。

2 本判決は、次のとおり判示するなどして、本件補正発明について、新規事項の追加であるとはいえず、また、サポート要件を満たしており、進歩性がないともいえないとし、本件補正を却下した本件審決の判断には誤りがあったとし、本件審決を取り消した。

(1) 新規事項の追加に係る判断について

「当初明細書に記載される抗酸化作用を有する組成物は、単なる焼酎蒸留廃液からなる抗酸化物質と比べて、優れたヒドロキシラジカル消去活性を有するものであること、同組成物は、それ故、老化や動脈硬化等の種々の生活習慣病の予防に極めて良好であることが記載されているものであって、そうすると、本件補正による新請求項 1 に係る組成物が、

補正事項(b)「活性酸素によって誘発される生活習慣病に対して有効である」ものであって、また、同(c)「ヒドロキシラジカル消去剤」との用途に用い得るものであることは、当初明細書に記載された事項の範囲内のものというべきである。」

(2) サポート要件違反との判断について

「当業者が、ヒドロキシラジカル消去活性の大小や本願発明の抗酸化作用を有する組成物が強力なヒドロキシラジカル消去活性からなる抗酸化作用を有して種々の生活習慣病の予防に好適であること等を記載する本願明細書に接し、...公知の知見をも加味すると、本件補正発明の組成物が、活性酸素によって誘発される生活習慣病の予防に対して効果を有することを認識することができるものであって、本件補正発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、その記載によって、生活習慣病などの疾患に対して有効である抗酸化物質を提供しようとする課題を解決できると認識できる範囲のものであるということが出来る。」

(3) 進歩性がないとの判断について

「引用発明1は、防錆剤や食品等の酸化防止剤についての発明であり、活性酸素によって誘発される生活習慣病について記載又は示唆するところはなく、また、引用発明2～4についても同様であるから、引用発明によっては、活性酸素によって誘発される生活習慣病に対して有効であるという物性を有するヒドロキシラジカル消去剤に当業者が容易に想到することができたものということとはできない。」